島田市営土地改良事業（農業基盤整備促進事業）西原地区（島田市）の換地処分をした旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の４において準用する同法第54条第４項の規定により公告する。

平成30年３月９日

静 岡 県 知 事　　川　勝　平　太